

建設工事保険・土木工事保険 ご契約のしおり (普通保険約款・特約集)

- ▶ 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立しましたご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- ▶ ご契約内容等についてご不明な点、お気づきの点がございましたらご遠慮なく取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- ▶ 普通保険約款は全てのご契約に適用され、ご契約の種類・内容に応じてその他の特約が適用されます。
- ▶ ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、本普通保険約款および特約について被保険者の方にもご説明いただきますようお願い申し上げます。



この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

目次

I 建設工事保険・土木工事保険の契約概要	1
1. 建設工事保険・土木工事保険のしくみ.....	1
2. 補償内容.....	1
(1) 保険金をお支払いする主な場合.....	1
(2) 保険金をお支払いしない主な場合.....	1
3. ご希望によりセットできる主な特約.....	1
4. 保険期間（保険のご契約期間）.....	2
5. 引受条件等（保険金額等）.....	2
6. 保険料.....	2
7. 保険料のお支払方法（払込方法）について.....	2
8. 解約返れい金の有無.....	2
II 注意喚起情報	3
1. クーリングオフについて.....	3
2. 告知義務・通知義務等.....	3
(1) 契約締結時における注意事項（告知義務等）.....	3
(2) 契約締結後における注意事項（通知義務）.....	3
(3) 契約締結後における留意事項（保険契約の失効）.....	3
3. 責任開始日時（補償を開始するとき）.....	3
4. 保険金をお支払いできない主な場合について.....	4
(1) 主な免責事由.....	4
(2) 重大事由による解除の場合.....	4
5. 保険料の払込猶予期間等の取扱いについて.....	4
6. 満期返れい金・契約者配当金および解約返れい金について.....	4
(1) 満期返れい金・契約者配当金について.....	4
(2) 解約返れい金について.....	4
(3) 返還保険料の計算例.....	5
7. 保険会社破綻時の取扱いについて.....	5
8. 個人情報の取扱いに関する事項について.....	5
9. 事故が発生した場合の手続きおよび保険金のお支払時期について.....	6
(1) 事故が発生した場合.....	6
(2) 保険金の請求に必要な書類等について.....	6
(3) 保険金のお支払時期について.....	7
10. 補償の重複について.....	7
11. その他ご注意いただきたいこと.....	7
III 普通保険約款・特約	9
1. 普通保険約款.....	10
(1) 建設工事保険普通保険約款.....	10
第1章 保険金の支払.....	10
第2章 告知義務・通知義務等.....	13
第3章 損害の発生.....	17
第4章 その他.....	19
(2) 土木工事保険普通保険約款.....	21

2. 特約	31
<u>建設工事保険用特約</u>	
(1) 地震危険補償特約	31
(2) 地震損害縮小支払特約	32
(3) 地震火災危険補償特約	32
(4) 地震火災損害縮小支払特約	32
(5) 水災危険補償特約	33
(6) 損害賠償責任補償特約	34
(7) 一部使用による火災危険補償特約	39
(8) 特約火災保険契約との調整に関する特約	40
(9) 建設工事保険総括契約に関する特約	40
(10) 保険料精算省略特約（建設工事保険・総括特約用）	43
(11) 保険料分割払特約	44
(12) 縮小てん補特約	45

<u>土木工事保険用特約</u>	
(13) 保険の対象の範囲に関する特約	47
(14) 土木工事保険追加特約	47
(15) 工事前仮設備・機械器具補償特約	49
(16) 設計の欠陥の波及損害補償特約	50
(17) 支払限度額に関する特約 A	50
(18) 支払限度額に関する特約 B	50
(19) 保険金額の調整に関する特約	50
(20) 損害保険金に対する未経過保険料に関する特約	51
(21) 保険料分割払特約	51

<u>建設工事保険・土木工事保険共通特約</u>	
(22) テロ危険等不担保特約	53
(23) 共同保険に関する特約	53

IV 保険証券面の表示等について	54
1. 特約一覧	54
2. 共同保険引受保険会社名称一覧	55

I 建設工事保険・土木工事保険の契約概要

1. 建設工事保険・土木工事保険のしくみ

それぞれの保険の仕組みは、次のとおりです。詳細につきましては、それぞれの普通保険約款（「建設工事保険普通保険約款」または「土木工事保険普通保険約款」）および各種特約をご参照ください。

商品名	商品の仕組み
建設工事保険	建設工事保険は、保険契約申込書等記載の工事現場（以下、「工事現場」といい、土木工事保険においても同様とします。）において、不測かつ突発的な事故により保険の対象に生じた損害に対して損害保険金および臨時費用保険金 ^{※1} をお支払いします。また、損害保険金が支払われる際、残存物の取片づけ費用等が発生した場合は、残存物取片づけ費用保険金 ^{※2} をお支払いします。 ^{※1} 臨時費用保険金は損害保険金の20%（100万円を限度）をお支払いします。 ^{※2} 残存物取片づけ費用保険金は、損害保険金の6%を限度としてお支払いします。
土木工事保険	土木工事保険は、工事現場において、不測かつ突発的な事故により保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。

※解体・撤去工事等および船舶に関わる工事、海上浮揚物件等の工事はこの保険の対象とはできません。また、組立工事を主体とする工事は「組立保険」でお引受けいたします。

保険の対象の範囲	
① 工場の目的物	次に掲げるものは保険の対象に含まれません。
② ①に付随する仮工事の目的物	・ 据付機械等の工所用仮設備、工所用機械器具等
③ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の仮設建物等	・ 航空機、船舶、水上運搬用具、自動車等の車両 ・ 設計図書、証書、通貨、有価証券等

2. 補償内容

(1) 保険金をお支払いする主な場合

主な場合を記載しております。なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、それぞれの普通保険約款および各種特約をご参照ください。

商品名	主な事故例
建設工事保険	台風により工事のために設置した足場が壊れてしまった。
土木工事保険	台風により工事のために掘削した部分が埋没してしまった。

(2) 保険金をお支払いしない主な場合

以下の事由によって生じた損害については保険金をお支払いできません。なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、それぞれの普通保険約款および各種特約をご参照ください。

商品名	お支払いしない主な場合
建設工事保険 土木工事保険 共通	① 保険契約者、被保険者等の故意、重大な過失等に起因する損害 ② 戦争、内乱等に起因する損害 ③ 地震、噴火またはこれらによる津波等に起因する損害 ④ 損害発生後、30日以内に知ることができなかった盗難の損害

3. ご希望によりセットできる主な特約

ご希望によりセットできる主な特約およびその概要は次のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

特約名称	特約の概要
損害賠償責任補償特約 (建設工事保険)	工事現場において、被保険者が所有、使用、管理する施設、設備に起因する偶然な事故により発生した他人の身体の障害、財物の滅失もしくは汚損に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。ただし、建設用工作車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については補償対象外となります。

※お引受けする契約内容によっては、補償内容を限定する特約がセットされることがあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4. 保険期間（保険のご契約期間）

保険期間は工事着手の時から工事の目的物の引渡しの時までの期間で設定していただけます。ご契約の保険期間については保険契約申込書等をご確認ください。

5. 引受条件（保険金額等）

保険金額は、工事請負金額（支給材の金額が含まれていない場合は、支給材の額も含めます。）を基に設定してください。保険金額が請負金額に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなることがあります。また、ご契約の内容によっては、控除額が設定されます。お支払いする保険金は、損害の額から控除額を差し引いた額となります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

6. 保険料

保険料は請負金額（保険金額）、保険期間、セットされる特約等により決定されます。ご契約の保険料は保険契約申込書等でご確認ください。

7. 保険料のお支払方法（払込方法）について

保険料の払込方法は次のとおりです。ご契約の払込方法については保険契約申込書等でご確認ください。

払込方法 払込手段	払込方法	一般分割 ^(注)		
		一時払	2回	3回
直接集金	○	○	○	○
口座振替	×	×	×	×

(注) 保険料 30 万円以上の契約にのみセット可能で、保険期間により一定の制限等がございます。

8. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください（実際に解約するにあたっては、弊社に対する書面による通知が必要になります。）。解約時の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

Ⅱ 注意喚起情報

1. クーリングオフについて

この保険は、お客さまが営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであるため、クーリングオフ^(注)を行うことはできません。

(注) クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができる制度のことをいいます。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項（告知義務等）

① 告知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約時に保険の契約締結にあたり重要な事項を弊社に申し出ていただく義務（告知義務）があります。ご契約者やその代理人の故意または重大な過失によって保険契約申込書等の記載事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。詳細につきましては、それぞれの普通保険約款をご参照ください。（弊社代理店には告知受領権があります。）。

② 保険契約の無効

保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した契約は無効となります。

(2) 契約締結後における注意事項（通知義務）

ご契約内容に次の変更等が生じる場合には、あらかじめ取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、危険が増加した場合などにおいて、その保険契約の引受範囲を超えたときもご契約を解除することがありますので、ご注意ください。

① 保険証券記載の施工者を変更すること。

② 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。

③ 設計または施工方法を著しく変更すること。

④ 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更が生じること。

(3) 契約締結後における留意事項（保険契約の失効）

保険契約締結後、保険の対象が譲渡された場合には、その事実が発生した時から保険契約はその効力を失ったものとみなすことがあります（ただし、あらかじめ弊社が書面によって承認した場合を除きます。）。

3. 責任開始日時（補償を開始するとき）

弊社の保険責任は始期日の午後4時（保険契約申込書等に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に開始します。

ただし、保険期間が始まった後であっても工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸が完了したときに始まります。また、保険期間の終了前に保険の対象が引き渡された場合には、その引渡しの時（工事の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時）に終了します。

4. 保険金をお支払いできない主な場合について

(1) 主な免責事由

以下の事由によって生じた損害については保険金をお支払いできません。なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、それぞれの普通保険約款および各種特約の「保険金を支払わない場合」等をご参照ください。

- ・ 保険契約者、被保険者等の故意、重大な過失等に起因する損害
- ・ 戦争、内乱等に起因する損害
- ・ 地震、噴火またはこれらによる津波等に起因する損害

(2) 重大事由による解除の場合

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- ・ 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で損害を発生させた場合
 - ・ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行おうとした場合
 - ・ 保険契約者が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合 など
- この場合は、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱いについて

保険料は「保険料分割払特約」をセットした場合を除き、ご契約と同時ににお支払いください。保険期間が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いすることができません。また、第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日*までにお支払いください。払込期日*を過ぎても分割保険料の払込みがない場合、保険契約は失効します。なお、分割払のご契約において、弊社が保険金を支払うべき事故が発生した場合には、未払込分の保険料の払込みをお願いすることがあります。

*保険料を払い込みいただく期日のことで、保険証券に記載しています。

6. 満期返れい金・契約者配当金および解約返れい金について

(1) 満期返れい金・契約者配当金について

この保険に、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(2) 解約返れい金について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください（実際に解約するにあたっては、弊社に対する書面による通知が必要になります。）。なお、解約に際しては、解約時の条件によりご契約の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いします。次の計算式をご参照ください。

① 建設工事保険

ア. 既経過期間が1年未満の場合

$$\boxed{\text{返還保険料}} = \boxed{\text{既に払込まれた保険料}} \times \left[1 - \text{既経過期間に対応する短期料率}^* \right]$$

*次表の短期料率表から既経過期間に対応する短期料率を適用します。

(短期料率表)

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%

4か月まで	55%
5か月まで	65%

既経過期間	短期料率
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
1年まで	100%

イ. 既経過期間が1年を超える場合

$$\boxed{\text{返還保険料}} = \boxed{\text{既に払込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{\text{保険期間日数}}$$

② 土木工事保険

$$\boxed{\text{返還保険料}} = \boxed{\text{既に払込まれた保険料}} - \boxed{\text{既経過期間に対応する保険料}}$$

(3) 返還保険料の計算例

① 建設工事保険

ア. 既経過期間が1年未満の場合

<p>ご契約条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険期間：平成28年5月1日から平成29年5月1日まで（1年） ・保険料：30万円
--

<p>解約時の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約日：平成28年10月10日（既経過期間の月数＝6か月まで）
--

$$\text{返還保険料} = 30 \text{万円} \times (1 - 70\%) = \underline{9 \text{万円}}$$

イ. 既経過期間が1年を超える場合

<p>ご契約条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険期間：平成28年5月1日から平成30年3月1日まで（2年） ・保険料：50万円
--

<p>解約時の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約日：平成29年6月1日（既経過日数＝1年1か月）

$$\text{返還保険料} = 50 \text{万円} \times \frac{336 \text{日}}{730 \text{日}} = \underline{23 \text{万円}}$$

② 土木工事保険

<p>ご契約条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険期間：平成28年5月1日から平成30年3月1日まで（1年10か月） ・保険料：40万円
--

<p>解約時の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約日：平成29年4月1日 ・解約日までの保険料：20万円

$$\text{返還保険料} = 40 \text{万円} - 20 \text{万円} = \underline{20 \text{万円}}$$

7. 保険会社破綻時の取扱いについて

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されることや、金額が削減されることがあります。
- ・引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人^(注1)」またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^(注2)まで補償されます。

(注1) 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）が対象となります。

(注2) 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

8. 個人情報の取扱いに関する事項について

弊社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品または各種サービスの案内・提供、アンケートの実施を行うために利用するほか、下記①～⑤の取得・利用・提供または登録、その他の業務上必要とする範囲内で利用し、業務の範囲を超えて利用しません。

- ① 弊社が、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ② 弊社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③ 弊社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④ 弊社が、グループ会社に提供を行い、当該会社がその取扱う商品・サービスの案内または提供を行うことがあります。
- ⑤ 弊社が、質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、その担保権者に提供を行うことがあること。

弊社の個人情報保護宣言、弊社グループ会社につきましては弊社ホームページ
(<http://www.daidokasai.co.jp/>)をご覧ください。

9. 事故が発生した場合の手続きおよび保険金のお支払時期について

(1) 事故が発生した場合

万が一、事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ保険金請求の手续きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

(2) 保険金の請求に必要な書類等について

保険金の請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出いただけます。

※ 事故の内容または損害の額等に応じ、次の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますのでご了承ください。

保険金の請求に必要な書類	書類の主な例
保険金請求意思および保険金請求権者が確認できる書類	・保険金請求書 ・印鑑証明書 ・委任状 ・戸籍謄本 ・住民票 など

保険金の請求に必要な書類	書類の主な例
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	・事故状況報告書 ・事故証明書 ・罹災証明書 ・盗難届出受理票 ・メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および範囲、復旧の程度等が確認できる書類	・修理見積書 ・写真 ・請求書または領収書 ・資産台帳 ・被害品明細書 ・工事工程表 など
保険の対象であることが確認できる書類	・工事請負契約書（写） ・リース契約書 など
公の機関や関係先への調査のために必要な書類	・同意書 など
弊社が支払うべき保険金を算出するための書類	・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した書類 など
その他	・念書（盗難用） ・権利移転証 など

(3) 保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、原則として 30 日以内に保険金をお支払いします。ただし、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ① 警察、検察、消防その他の公的機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 180 日
- ② 専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 90 日
- ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された被災地における調査が必要な場合 60 日
- ④ 日本国外における調査等が不可欠な場合 180 日
- ⑤ 工事が特殊な技術、工法等で行われている場合または同一工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故で広範囲にわたる損害を被った場合等 180 日

○保険金請求権には時効（3 年）がありますのでご注意ください。

○保険金をお支払いした場合でも、保険金額は減額されません。

○「損害賠償責任補償特約」をセットしたご契約の場合、損害賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談のうえおすすめください。あらかじめ弊社の承認を得ないで損害賠償責任の全部もしくは一部を認めた場合または損害賠償金などを支払われた場合には、その全部または一部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償問題が円滑に解決するようにご相談に応じさせていただきます。

○この保険と補償内容が重なる他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって弊社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細につきましては、それぞれの普通保険約款および各種特約をご参照ください。

○事故の際、保険金支払が迅速・確実に行われるよう同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について他の保険会社に確認を行っています。確認内容は、保険金支払の目的以外には利用いたしません。

10. 補償の重複について

- 賠償責任危険補償について、被保険者（保険の補償を受けられる方）が既に他の保険で同種の保険商品（請負業者賠償責任保険など）をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。

11. その他ご注意いただきたいこと

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 保険料のお支払いの際には、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約手続きから 20 日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 弊社は、必要に応じて、保険の対象や工事現場について調査させていただくことがあります。調査の際事故発生の可能性が高いと判断した場合、保険契約者または被保険者へその損害の発生および拡大の防止に必要な措置を取ることを請求することができます。正当な理由なくその請求に応じなかった場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。
- 建設工事保険総括契約の場合、ご契約締結時にいただく保険料は保険期間内に着工が予定される対象工事の請負金額の総額を基に算出した暫定保険料となるため、保険期間終了後に確定した請負金額の総額に基づいて算出した保険料との差額を精算させていただきます。
なお、「保険料精算省略特約（建設工事保険・総括特約用）」をセットすることにより、直近の会計年度における決算書等の実績に基づき算出した保険料を確定保険料とみなし、保険期間終了後の保険料確定精算の事務手続きを不要とすることができます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

Ⅲ 普通保險約款・特約

1. 普通保険約款

(1) 建設工事保険普通保険約款

第1章 保険金の支払

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1) の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用（以下「臨時費用」といいます。）に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当社は、(1) の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、第5条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれないものをいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、これらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 風、雨、雹もしくは砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が台風、旋風、竜巻、暴風、突風、雹その他の風災または雹災によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって前条（1）の事故が生じた場合を除きます。
 - ③ 寒気、霜、氷（雹を除く。）または雪
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも前条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ② 官公庁による差押え、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当社は、高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石によって生じた損害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 損害発生後 30 日以内に知ることができなかった盗難の損害
 - ② 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
 - ③ 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
 - ④ 工事中仮設材として使用される矢板・くい・H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
 - ⑤ 保険の対象の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類いの損害
 - ⑥ ねずみ食い、虫食い等
- (5) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、次に掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
 - ② 湧水の止水または排水費用

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、工事現場における次に掲げる物とします。
- ① 保険証券記載の工事の目的物
 - ② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
 - ③ ①および②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備（以下「工事中仮設物」といいます。）
 - ④ 現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事中仮設建物およびこれらに収容されている^{じゅうぶ}什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。）
 - ⑤ 工事中材料および工事中仮設材
- (2) (1) ③から⑤に掲げる物は、保険証券記載の工事専用でない場合には、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれません。
- (3) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 据付機械設備等の工事中仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および工事中機械器具ならびにこれらの部品
 - ② 航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
 - ③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

第4条（保険金額）

保険金額は、保険証券記載の工事にかかわる請負契約金額（支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されているときはその金額を控除します。以下「請負金額」といいます。）であることを要します。

第5条（損害の額の算定）

- (1) 当会社が、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用（以下「復旧費」といいます。）とします。
- (2) (1)の復旧費は、請負金額の内訳書を基礎として算出します。ただし、内訳書に損料または償却費を計上した工事中仮設材、工事中仮設物、工事中仮設建物およびこれらに収容されている^{じゅうぶ}什器・備品については、これらの物の保険価額（損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。以下同様とします。なお、「保険の対象の価額」とは、再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は再調達価額の90%を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は、再調達価額の50%を限度とします。以下

同様とします。また、「再調達価額」とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。)によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を復旧することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{復旧によって保険の対象の価額が増加した場} \\ \text{合は、その増加額（再調達価額の90％を限度} \\ \text{復旧費 - とします。ただし、十分な維持管理等が行わ} = \text{損害の額} \\ \text{れている場合は、再調達価額の50％を限度と} \\ \text{します。)} \end{array}$$

(3) 次に掲げる費用は復旧費に含まれません。

- ① 仮修理費。ただし、当社が、本修理の一部をなすと認めた費用については、この規定を適用しません。
 - ② 排土・排水費用。ただし、当社が、復旧費の一部をなすと認めた費用については、この規定を適用しません。
 - ③ 工事内容の変更または改良による増加費用
 - ④ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手持ち期間の手持ち費用
- (4) 損害の生じた保険の対象につき残存物があるときは、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を(1)から(3)までの規定による損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害に対して、1回の事故につき、保険金額を限度とし、前条の規定による損害の額から保険証券記載の控除額（以下「控除額」といいます。）を控除した残額を損害保険金として、支払います。
- (2) 保険金額が請負金額より低い場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額をもって限度とします。

$$\left[\begin{array}{l} \text{前条の規定に} \\ \text{よる損害の額} \end{array} - \text{控除額} \right] \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。

$$\text{第1条(1)の損害保険金} \times \text{支払割合(20\%)} = \text{臨時費用保険金の額}$$

- (4) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の6％に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第1条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (5) (3)または(4)の場合において、当社は、(3)または(4)の規定によってそれぞれ支払うべき残存物取片づけ費用保険金または臨時費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。以下同様とします。）の合計額が、保険金の種類ごとに

別表2に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2)(1)の場合において、他の保険契約等があり、その損害保険金の額が再調達価額（保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）から使用による減価を差し引いた額を基準として算出されるときは、当社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、前条の規定により算出された損害保険金の額を限度とします。

$$\left[\begin{array}{l} \text{第5条（損害の額} \\ \text{の算定）の規定に} \\ \text{よる損害の額} \end{array} \right. - \text{控除額} \left. \right] - \begin{array}{l} \text{他の保険契約等によ} \\ \text{って支払われるべき} \\ \text{損害保険金の額} \end{array} = \text{損害保険金の額}$$

- (3)(1)および(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に控除額の適用がある場合には、そのうち最も低い控除額を差し引いた額とします。
- (4)(1)および(2)の場合において、第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金および第1条(3)の残存物取片づけ費用保険につき支払責任額を算出するにあたっては、第1条(1)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。
- (5)損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおおの別々に適用します。

第2章 告知義務・通知義務等

第8条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書およびその付属書類（以下、「保険契約申込書等」といいます。）の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって、当会社に、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げたときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に保険契約申込書等の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合、なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4)(2)に規定する事実が、当社が保険契約申込書等において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等（前条に規定する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5)(2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6)(5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第9条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- ① 保険証券記載の施工者を変更すること。
 - ② 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。
 - ③ 設計、仕様または施工方法を著しく変更すること。
 - ④ ①から③までのほか、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書等の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生すること。
- (2)(1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)①から④までのいずれかの事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときは除きます。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第10条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第11条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当社が(2)の規定による承認をする場合には、第13条（保険契約の失効）の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第 12 条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第 13 条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、保険の対象が譲渡された場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

第 14 条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 15 条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が請負金額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- (2) 保険契約締結の後、保険期間の中途において、請負金額に変更が生じた場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知して、保険金額の調整につき、承認を請求しなければなりません。

第 16 条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が第 1 条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第 18 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第 1 条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)また

は（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第 17 条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第 18 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 19 条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- （１）第 8 条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- （２）第 9 条（通知義務）（１）の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、同条（１）の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条（１）の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還または請求します。
- （３）当会社は、保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （４）（１）または（２）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （５）（４）の規定は、第 9 条（通知義務）（１）の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第 1 条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- （６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- （７）（６）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第 20 条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- （１）第 12 条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- （２）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第 21 条（保険料の返還—取消しの場合）

第 14 条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第 22 条（保険料の返還または請求－保険金額の調整の場合）

第 15 条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の調整を請求した場合は、当社は、変更前の保険金額に相当する保険料から変更後の保険金額に相当する保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

第 23 条（保険料の返還－解除の場合）

- （1）第 8 条（告知義務）（2）、第 9 条（通知義務）（2）、第 16 条（重大事由による解除）（1）、第 19 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）または次条（3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （2）第 17 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表 1 に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間が 1 年を超える場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第 24 条（保険の対象の調査および事故の予防）

- （1）当社は、いつでも保険の対象または工事現場を調査することができます。
- （2）（1）の調査の際、事故発生のおそれが大であると認めた場合は、当社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもってその損害の発生および拡大を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。
- （3）保険契約者、被保険者もしくは工事現場責任者が、正当な理由がなく（1）の調査を拒んだ場合、または保険契約者もしくは被保険者が、正当な理由がなく、（2）の請求に応じなかった場合は、当社は、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
- （4）（3）の規定は、（3）に規定する調査の拒否の事実があった時から 1 か月を経過した場合には適用しません。

第 3 章 損害の発生

第 25 条（事故の通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。
- （2）保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、保険の対象または工事現場を調査することができます。
- （3）保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、（2）の調査前に、損害の発生および拡大の防止に必要な限度を超えて損害を修理またはその状態を変更してはなりません。ただし、保険契約者または被保険者が（1）の通知を発した後、当社が 7 日以内に調査を行わない場合を除きます。
- （4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）または（3）の規定に違反した場合もしくは（2）の調査を妨害した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 26 条（損害防止義務および損害防止費用）

- （1）保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、第 1 条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- （2）（1）の場合において、保険契約者または被保険者が、第 1 条（保険金を支払う場合）（1）の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（控除額を差し引くこと

により保険金が支払われない場合を除きます。)を除き、当社は、これを第5条(損害の額の算定)の規定による損害の額に含めるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条(保険金を支払う場合) - 損害の発生または拡大を防止する
の事故による損害の額 ことができたと認められる額 = 損害の額

第27条(残存物)

当社が第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意志を表示しないかぎり、当社に移転しません。ただし、第5条(損害の額の算定)(4)の規定が適用された残存物については、当社の意思表示にかかわらず、被保険者の所有に属するものとします。

第28条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第29条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害見積書および事故現場写真

③ 請負金額の内訳

④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類

⑤ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」とい

います。)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(請負金額を含みます。)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 工事が特殊な技術、工法等により行われている場合または同一の工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故で広範囲にわたる損害を被った場合等において、(1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3)(2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4)(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第31条(保険金額の復元)

当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は減額することはありません。

第32条(時効)

保険金請求権は、第29条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4章 その他

第33条(保険責任の始期および終期)

- (1)当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まり、保

除期間が始まった後でも、工食用材料および工食用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。

- (2) 当会社の保険責任は、保険期間の末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間中であっても、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時。以下同様とします。）に終わります。
- (3) (1) および (2) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第34条（保険期間の延長）

- (1) 工事の目的物の引渡しの時が保険期間後となるのが明らかになった場合は、保険契約者は、保険期間満了前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険期間の延長につき、承認を請求することができます。
- (2) (1) の承認をする場合には、当会社は、第19条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) に定めるところに従い、保険料を請求することができます。

第35条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第37条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとする。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85

10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金	第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から控除の額を差し引いた額
2	第1条（保険金を支払う場合）（2）の臨時費用保険金	1回の事故につき、100万円（他の保険契約等に、100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）
3	第1条（保険金を支払う場合）（3）の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

（2）土木工事保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または工事現場責任者の故意・重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ② 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または工事現場責任者が工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
- ③ 保険の対象が工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその部分に生じた損害
- ④ 保険の対象の施工、材質または製作の欠陥の修理・取替・補強に要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害は除きます。
- ⑤ 保険の対象の設計の欠陥によって生じた損害
- ⑥ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ⑦ ねずみ食い、虫食い等
- ⑧ 寒気、霜、氷または雪によって生じた損害
- ⑨ 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- ⑩ 損害発生後30日以内に覚知されなかった盗難の損害
- ⑪ 湧水の止水または排水費用
- ⑫ 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立・盛土または整地工事の費用
- ⑬ 掘削工事にともなう余掘りまたは肌落ちの損害
- ⑭ 浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
- ⑮ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じ

た損害

- (2) 当社は、原因が直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ② 暴動もしくは騒擾（この約款においては群衆または多数の者の集団の行動によって数街区もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穩が害されるか、または被害を生ずる状態をいいます。）
 - ③ 不発爆弾または機雷
 - ④ 官公庁による差押え、収用、没収または破壊
 - ⑤ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性・爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
 - ⑥ ⑤に規定した以外の放射性照射または放射能汚染
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 当社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当社は、被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により損害賠償責任を負担することにより被った損害については、保険金を支払いません。

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、工事現場における次に掲げる物とします。
- ① 本工事（完成後引渡しを要する工事の目的物）およびこれに付随する仮工事
 - ② ①の工事用材料および工事用仮設材
 - ③ 現場事務所、宿舍、倉庫その他の仮設建物
- (2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 据付機械設備等の工事用仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）・工事用機械器具およびこれらの部品
 - ② 航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
 - ③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに準ずる物

第4条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まります。ただし、工事用材料および工事用仮設材については、保険期間が始まった後でも、工事現場において輸送機関からその荷卸が完了したときに始まります。
- (2) 当社の保険責任は、保険期間の末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間中であっても、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合には、その工事が完成したとき。以下同様とします。）に終わります。
- (3) (1) および (2) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (4) (1) の規定にかかわらず、当社は、保険料領取前に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険期間の延長）

- (1) 工事の目的物の引渡しの時が保険期間後となるのが明らかになった場合は、保険契約者は、保険期間満了前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険期間の延長につき、承認を請求することができます。
- (2) (1) の承認をする場合には、当社は、第9条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義

務等の場合) (6) に定めるところに従い、保険料を請求することができます。

第6条 (保険金額)

- (1) 保険金額は、工事の請負契約金額 (以下「請負金額」といいます。) であることを要します。
- (2) (1) の場合において、請負金額に算入されない支給材料または貸与品がある場合は、その金額を請負金額に加算しなければなりません。

第7条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書およびその付属書類 (以下、「保険契約申込書等」といいます。) の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって、当会社に、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げたときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条 (保険金を支払う場合) の事故による損害の発生前に、保険契約申込書等の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2) に規定する事実が、当社が保険契約申込書等において定めた危険 (損害の発生の可能性をいいます。) に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2) の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等 (第1条 (保険金を支払う場合) (1) の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。) に関する事項については、(2) の規定を適用します。
- (5) (2) の規定による解除が第1条 (保険金を支払う場合) の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した第1条 (保険金を支払う場合) の事故による損害については適用しません。

第8条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社に申し出る必要はありません。
 - ① 工事を追加、変更し、中断、再開または放棄すること。
 - ② 設計または施工方法を著しく変更すること。
 - ③ ①および②のほか、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実 (保険契約申

込書等の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生すること。

- (2)(1)の事実がある場合((4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)①から③までに規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときは除きます。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第9条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1)第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2)前条(1)の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降の期間(保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。)に対する保険料を返還または請求します。
- (3)当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、前条(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者とその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第10条(保険の対象の調査および事故の予防)

- (1)当社は、いつでも保険の対象または工事現場を調査することができます。
- (2)(1)の調査の際、事故発生のおそれが大であると認めた場合は、当社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもってその損害の発生および拡大を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。
- (3)保険契約者、被保険者もしくは工事現場責任者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合、または保険契約者もしくは被保険者が、正当な理由がなく、(2)の請求に応じなかった場合は、

当会社は、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4)(3)の規定は、(3)に規定する調査の拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第14条（保険契約の失効）の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第13条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第14条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、保険の対象が譲渡された場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

第15条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が請負金額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- (2) 保険契約締結の後、保険期間の中途において、請負金額に変更が生じた場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知して、保険金額の調整につき、承認を請求しなければなりません。

第17条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認めら

れること。

ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ、法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。)を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第18条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条(保険料の返還—無効または失効の場合)

(1) 第13条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第21条(保険料の返還—取消しの場合)

第15条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第22条(保険料の返還または請求—保険金額の調整の場合)

第16条(保険金額の調整)(2)の承認をする場合には、当会社は変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

第23条(保険料の返還—解除の場合)

(1) 第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、第9条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(3)、第10条(保険の対象の調査および事故の予防)(3)または第17条(重大事由による解除)(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場

合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第 24 条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象について損害が生じたときは、当会社は、保険の対象または工事現場を調査することができます。
- (3) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、(2) の調査前に、損害の発生および防止の拡大に必要な限度を超えて損害を修理しまたはその状態を変更してはなりません。ただし、保険契約者または被保険者が(1) の通知を発した後、当会社が7日以内に調査を行わない場合を除きます。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) または(3) の規定に違反した場合もしくは(2) の調査を妨害した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 25 条（損害防止義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が正当な理由がなく(1) に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{第1条（保険金を支払う場合）} \\ \text{の事故による損害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{損害の発生または拡大を防止す} \\ \text{ることができたと認められる額} \end{array} = \text{損害の額}$$

第 26 条（損害の額の算定）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する費用（以下「復旧費」といいます。）とし、次に掲げる費用により定めます。
 - ① 保険の対象の修理費
 - ② ①の修理に直接必要な排土費用および排水費用（湧水の排水費用を除きます。）
- (2) (1) の復旧費は、請負金額（第6条（保険金額）(2) の場合はその加算した金額）の内訳書を基礎として算出します。ただし、内訳書に損料もしくは償却費を計上した仮設建物および工事中仮設材については、これらの物の保険価額（損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。以下同様とします。なお、「保険の対象の価額」とは、再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は再調達価額の90%を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は、再調達価額の50%を限度とします。以下同様とします。また、「再調達価額」とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。）によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を復旧することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{復旧によって保険の対象の価額が増加した場} \\ \text{合は、その増加額（再調達価額の90%を限} \\ \text{度とします。ただし、十分な維持管理等が行} \\ \text{われている場合は、再調達価額の50%を限} \\ \text{度とします。）} \end{array} - \text{損害の額} = \text{損害の額}$$

- (3) 次に掲げる費用は復旧費に含まれません。

- ① 工事内容の変更による増加費用
- ② 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用もしくは調査費用または復旧作業の休止もしくは手待ち

期間の手待ち費用

- (4) 保険契約者または被保険者が損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は、損害の額に算入しません。
- (5) 損害の生じた保険の対象につき残存物があるときは、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を(1)から(4)までの規定による損害の額から控除した額をもって損害の額とします。

第 27 条 (保険金の支払額)

- (1) 当社が第 1 条 (保険金を支払う場合) の保険金として支払うべき損害の額は、1 回の事故につき、前条の規定による損害の額から保険証券記載の控除額 (以下「控除額」といいます。) を差引いた残額につき、保険金額を限度として損害保険金として、支払います。
- (2) 保険金額が請負金額 (第 6 条 (保険金額) (2) の場合はその加算した金額) より低いときは、(1) の規定にかかわらず、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、1 回の事故につき、保険金額をもって限度とします。

$$\left[\begin{array}{l} \text{前条の規定に} \\ \text{よる損害の額} \end{array} - \text{控除額} \right] \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}} = \text{損害保険金の額}$$

第 28 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額 (以下「支払責任額」といいます。以下同様とします。) の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を損害保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の支払責任額は、それぞれの保険契約または共済契約に控除額の適用がある場合には、そのうち最も低い控除額を差し引いた額とします。
- (3) 損害が 2 種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1) の規定をおのおの別に適用します。

第 29 条 (保険金額の復元)

当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は減額することはありません。

第 30 条 (残存物)

当社が第 1 条 (保険金を支払う場合) の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思表示しないかぎり、当社に移転しません。ただし、第 26 条 (損害の額の算定) (5) の規定が適用された残存物については、当社の意思表示にかかわらず、被保険者の所有に属するものとします。

第 31 条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第 1 条 (保険金を支払う場合) の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書および事故現場写真

- ③ 請負金額の内訳
 - ④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ その他当社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （３）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 32 条（保険金の支払時期）

- （１）当社は、被保険者が前条（２）の手續を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（請負金額を含みます。）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ①（１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180 日
 - ②（１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 - ④（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
 - ⑤ 工事が特殊な技術、工法等により行われている場合または同一の工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故で広範囲にわたる損害を被った場合等において、（１）の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180 日
- （３）（２）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（２）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、（２）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- （４）（１）から（３）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）から（３）までの期間に算入しない

ものとしします。

第 33 条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとしします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第 34 条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとしします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとしします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとしします。

第 35 条 (時効)

保険金請求権は、第 31 条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 36 条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとしします。

第 37 条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

2. 特約

建設工事保険用特約

(1) 地震危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）(2)③の規定にかかわらず、地震によって保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (2)(1)の場合において、当会社は、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 地震の際における保険の対象の紛失または盗難の損害
- ② 地震による破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によって生じた損害
- ③ 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

第3条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款第1条（保険金を支払う場合）(2)および(3)に掲げる費用保険金ならびに第26条（損害防止義務および損害防止費用）(2)に掲げる損害防止費用に関する規定は、これを適用しません。

第4条（2以上の地震の取扱）

普通約款第6条（保険金の支払額）の適用について、保険期間中において、72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して1回の事故とみなします。

第5条（普通保険約款および付帯される他の特約の読み替え）

この特約については、普通約款第30条（保険金の支払時期）(2)の規定を次のとおり読み替えます。

〔(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金をお支払します。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1)①から④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤の事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都圏直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤の事項の確認のための調査 365日
- ⑤ (1)の①から⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の

日本国外における調査 180日

- ⑥ 工事が特殊な技術、工法等により行われている場合または同一の工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故で広範囲にわたる損害を被った場合等において、(1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。」

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

(2) 地震損害縮小支払特約

当社がこの保険契約に付帯された地震危険補償特約によって支払うべき損害保険金は、建設工事保険普通保険約款第6条(保険金の支払額)(1)および(2)の規定によって算出した損害保険金の額に % を乗じて得た額とします。

(3) 地震火災危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、この特約に従い、建設工事保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)(2)③の規定にかかわらず、保険の対象について地震によって生じた火災および延焼の損害に対して、損害保険金を支払います。
(2)(1)の場合において、当社は、消防または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款第1条(保険金を支払う場合)(2)および(3)に掲げる費用保険金ならびに第26条(損害防止義務および損害防止費用)(2)に掲げる損害防止費用に関する規定は、これを適用しません。

第3条(2以上の地震の取扱)

普通約款第6条(保険金の支払額)の適用について、保険期間中において、72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して1回の事故とみなします。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

(4) 地震火災損害縮小支払特約

当社がこの保険契約に付帯された地震火災危険補償特約によって支払うべき損害保険金は、建設

工事保険普通保険約款第6条（保険金の支払額）（1）および（2）の規定によって算出した損害保険金の額に % を乗じて得た額とします。

（5）水災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、この特約に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（3）の規定にかかわらず、高潮、洪水、内水氾濫^{はんらん}または豪雨による土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石によって保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- （2）（1）の場合において、当社は、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（2）および（3）に掲げる費用保険金ならびに第26条（損害防止義務および損害防止費用）（2）に掲げる損害防止費用に関する規定は、これを適用しません。

第3条（特約保険料の返還－特約解除の場合）

普通約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの特約を解除したときは、当社は、普通約款第23条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定にかかわらず、領収した特約保険料から既経過期間に対し別表に掲げる特別短期料率によって計算した特約保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）（1）②の規定中「台風、旋風、竜巻、暴風、突風、雹その他の風災または雹災」とあるのは「台風、旋風、竜巻、暴風、突風、雹その他の風災、雹災または高潮、洪水、内水氾濫^{はんらん}、豪雨による土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石」と読み替えるものとします。

別表 特別短期料率

特別短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとする。

工事期間	期間係数	工事期間	期間係数
7日またはそれ未満	0.10	6か月まで	0.70
15日まで	0.15	7か月まで	0.75
1か月まで	0.25	8か月まで	0.80
2か月まで	0.35	9か月まで	0.85
3か月まで	0.45	10か月まで	0.90
4か月まで	0.55	11か月まで	0.95
5か月まで	0.65	11か月を超え1年まで	1.00

(6) 損害賠償責任補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）における工事の遂行または工事の遂行のために工事現場において被保険者が所有、使用もしくは管理する施設、設備に起因する偶然な事故によって保険期間中に発生した他人の身体の障害（この特約においては、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。）または財物の滅失、損傷もしくは汚損（以下「財物の損壊」といいます。）に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または工事現場責任者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ③ 官公庁による差押え、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行なわれる場合を除きます。
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをい、落石を除きます。以下同様とします。）・落石もしくは崖崩れ
- ⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み卸し作業を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人または下請負人（その使用人を含みます。）が、工事に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他これらに類する物からの水、蒸気、ガスその他のものの漏出またはいっ出に起因する損害賠償責任
- ⑥ 屋根、扉、窓、通風筒その他これらに類する物から入る雨、雪、雹によって生じた財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑦ じんあい、臭気または騒音に起因する損害賠償責任
- ⑧ 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次に掲げる事由に起因する損害賠償責任
ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊およびこれらに起因する他人の財物の損壊
イ. 土地の軟弱化もしくは土砂の流出または流入による地上の構築物（基礎および付属物を含み

- ます。)、その収容物または土地の損壊およびこれらに起因する他人の財物の損壊
ウ. 地下水の増減、汚染またはこれらに起因する他人の身体の障害もしくは財物の損壊
- ⑨ 工事の目的物の引渡し（工事の目的物の引渡しを要しない場合にはその工事の完成）または工事の放棄の後のその結果（被保険者が工事現場に放置または遺棄した機械、装置または資材は工事の結果とみなしません。）に起因する損害賠償責任

第3条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 被保険者が第5条（事故の発生）（1）③の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- ⑥ 第6条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第5条（事故の発生）（1）④または第10条（代位）（3）の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

第4条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

- ① 前条（支払保険金の範囲）①に規定する損害賠償金の額から、保険証券記載の控除額を控除した残額。ただし、保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。
- ② 前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、前条②および③の費用は、前条①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の前条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第5条（事故の発生）

（1）保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次に掲げる事項を行なわなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部

を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1) ①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② (1) ②から③までまたは⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③ (1) ④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ (1) ⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（損害賠償責任解決の特則）

- (1) 当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がないのに（1）の協力に応じないときは、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 賠償責任の有無およびその額を証明する書類
 - ③ 被害者の死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 被害者の後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 被害者の傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑦ 財物の損壊に係る事故の保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
 - ⑧ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、被保険者が前条(2)の手続きを完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑥ 損害の発生事由が、過去の判例に照らして特殊な損害賠償事故である場合もしくは高度な専門技術を要する業務に起因する損害賠償事故である場合または損害が広範囲にわたり同一事故による損害賠償請求権者が多数存在する場合等において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）

には、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) の期間に算入しないものとします。

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等 (この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。) がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額 (他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます) を限度とします。
- (3) (2) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。) を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する (1) または (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第11条 (先取特権)

- (1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権 (第3条 (支払保険金の範囲) (費用) ②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。以下この条において同様とします。) について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合 (被保険者が賠償した金額を限度とします。)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が (1) の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合 (損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。)
- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または (2) ③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第 12 条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- （1）この特約が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。
- （2）この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了したときは、この特約も同時に終了するものとします。

第 13 条（普通約款の適用除外）

この特約については、普通約款第 7 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）、第 28 条（代位）、第 29 条（保険金の請求）または第 30 条（保険金の支払時期）の規定は適用しません。

第 14 条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第 16 条（重大事由による解除）（2）	この保険契約	この特約
② 第 16 条（3）	第 1 条	この特約第 1 条
③ 第 32 条（時効）	第 29 条（保険金の請求）（1）に定める時	この特約第 7 条（保険金の請求）（1）に定める時

第 15 条（重大事由による解除に関する特則）

当社は、普通保険約款第 16 条（重大事由による解除）（4）を次のとおり読み替えてこの特約に適用します。

「（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。

- ①（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ②（1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金（この特約第 1 条（保険金を支払う場合）に規定する損害賠償金をいいます。）の損害」

第 16 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

（7）一部使用による火災危険補償特約

第 1 条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 2 条（保険金を支払わない場合）（4）③の規定にかかわらず、保険の対象である工事の目的物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、その使用による火災、破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によってその使用部分に生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

第 2 条（保険金を支払わない場合）

当社は、前条の損害がその使用部分を使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合には、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

（8）特約火災保険契約との調整に関する特約

第1条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、この特約に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない場合のほか、この保険契約の対象工事に住宅金融公庫融資住宅等特約火災保険、独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等特約火災保険、独立行政法人都市再生機構分譲住宅等特約火災保険、勤労者財産形成融資住宅特約火災保険および沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険（以下「特約火災保険」といいます。）が付帯された場合、特約火災保険で保険金が支払われる損害に対しては損害保険金を支払いません。
- （2）（1）にかかわらず、この保険契約（この保険契約に付帯された他の特約を含みます。）で、特約火災保険がないものとして算出した損害保険金の額が、特約火災保険により支払われる損害保険金の額を超える場合、その超過する額については適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（9）建設工事保険総括契約に関する特約

（以下「甲」といいます。）と大同火災海上保険株式会社（以下「乙」といいます。）は建設工事保険契約に関し、次のとおり約定します。

第1条（総則）

- （1）甲は、第13条（有効期間）に規定する有効期間（以下「有効期間」といいます。）内に着工する次に掲げる建設工事（以下「対象工事」といいます。）のすべてを、乙の建設工事保険に付し、乙は建設工事保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第11条（特約）に定める特約およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

- （2）次に掲げる工事は、この特約の対象から除外するものとします。

- ① 請負金額が21億円を超える工事
- ② 分解・解体または取片づけ工事
- ③ 土木工事を主体とする工事
- ④ 日本国外で行われる工事

第2条（保険責任期間）

- （1）この特約による乙の保険責任は、第6条（通知）に定める通知書（以下「通知書」といいます。）記載の工事ごとに、工事現場において輸送機関より保険の対象の荷卸しが完了した時に始まり、ただし、工事期間が始まった後でも、工用材料および工用仮設材については、工事現場に

において輸送機関より保険の対象の荷卸しが完了した時に始まります。

- (2) この特約による乙の保険責任は、通知書記載の工事ごとに、通知書記載の工事期間の末日の午後4時またはその工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時）のいずれか早い時に終わります。
- (3) 通知書記載の各工事に対する乙の保険責任は、有効期間の終了した後も（2）の終期まで継続するものとします。

第3条（保険金額）

保険金額は、通知書記載の各工事ごとに、普通保険約款第6条（保険金額）に規定する請負契約金額（以下「請負金額」といいます。）によって定めます。

第4条（暫定保険金額）

- (1) 有効期間内に着工が予定される対象工事の請負金額の総額を暫定保険金額とします。
- (2) 有効期間内に、通知書記載の工事ごとの保険金額の合計額が（1）に定める暫定保険金額を超えることが明らかとなった場合は、甲は、遅滞なく、有効期間の末日までに着工が予定される対象工事の請負金額の総額に基づき、暫定保険金額を増額しなければなりません。
- (3) 第12条（有効期間）（2）の規定に従い、この特約が自動的に延長される場合は、その都度、（1）および（2）の規定に従い、暫定保険金額を定めるものとします。

第5条（暫定保険料）

- (1) 前条（1）に規定する暫定保険金額に基づき所定の保険料を計算し、甲は、これを暫定保険料として乙に支払うものとします。
- (2) 前条（2）の規定に従い、暫定保険金額を増額する場合は、甲は、増額する暫定保険金額に基づく所定の追加保険料を乙に支払うものとします。
- (3) 普通保険約款第33条（保険責任の始期および終期）（4）の規定にかかわらず、乙は、有効期間が始まった後でも、暫定保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。（2）の規定による乙の追加保険料の請求に対し、甲がその支払を怠った場合も、また同様とします。

第6条（通知）

- (1) 甲は、対象工事を1か月ごとに取りまとめ、毎月 日を締切日として、次に掲げる事項を所定の通知書により締切日後 日以内に乙に通知しなければなりません。

（標準例）

工事名、発注者名、工事現場、保険期間、保険金額および保険料

- (2)（1）に定める通知書に記載した事項につき変更が生じた場合には、甲は、その都度遅滞なく乙にその旨を通知しなければなりません。

第7条（通知の遅滞・脱漏）

- (1) 前条の通知に遅滞または脱漏があった場合は、乙は、遅滞または脱漏のあった対象工事にかかわる保険の対象について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その遅滞または脱漏が甲の故意または重大な過失によるものでなかったことを甲が立証し、その対象工事について直ちに前条に準じて通知し、かつ、乙がこれを認めた場合はこの規定を適用しません。
- (2) 通知の脱漏があった場合は、有効期間の終了後であっても、甲は、異議なくこれに対する保険料を支払うものとします。

第8条（確定保険料および保険料の精算）

- (1) 保険料の精算期間は、有効期間の始期後 か月間とし、各精算期間終了後通知書に基づき

確定保険料を計算し、甲は、これをその都度遅滞なく乙に支払うものとします。ただし、第10条（保険金の支払額）（4）の場合を除きます。

- (2) (1) の確定保険料は、それぞれの対象工事について第2条（保険責任期間）により乙が保険責任を負う期間に対して所定の保険料率により計算します。
- (3) 第5条（暫定保険料）の暫定保険料は、これを最後の保険料精算期間に対する確定保険料との間で、その差額を精算します。
- (4) 有効期間の終了した後に通知書の記載内容に変更があり、保険料の返還または請求の必要が生じた場合には、その都度遅滞なく所定の保険料を返還または請求するものとします。

第9条（確定保険料および保険料の精算の特則）

- (1) この特約による保険契約が解除の場合は、前条（1）から（3）までに規定する精算は次のいずれかの規定に従うものとします。
 - ① 普通保険約款の規定により、甲がこの特約による保険契約を解除した場合は、前条に規定する確定精算の方法に準じて、解除した時点で確定精算を行うものとします。
 - ② 普通保険約款の規定により、乙がこの特約による保険契約を解除した場合は、（2）により乙が保険責任を負う期間に対して、前条（（2）の規定を除きます。）に規定する確定精算の方法に準じて、解除した時点で確定精算を行うものとします。
- (2) (1) の②による解除の場合、第2条（保険責任期間）（2）に定める乙の保険期間の終期は、通知書記載の対象工事ごとに、その工事期間の末日の午後4時、その工事の目的物の引渡し（工事の目的物の引渡しを要しない場合はその工事が完了した時）の時または解除の時のいずれか早い時とします。

第10条（保険金の支払額）

- (1) 乙は、それぞれの対象工事につき、通知書記載の保険金額を超えては普通保険約款第6条（保険金の支払額）に定める保険金を支払いません。
- (2) 通知書記載の保険金額が第3条（保険金額）に定める保険金額に不足する場合は、乙は、その不足する割合によって普通保険約款第6条（保険金の支払額）に定める保険金を削減します。
- (3) 第2条（保険責任期間）に定める乙の保険責任開始後第6条（通知）に定める通知までの間に生じた損害に対しても、乙は、普通保険約款およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。
- (4) (3) の場合において、保険金を支払うべき対象工事にかかわる所定の確定保険料を計算し、甲は、ただちにこれを乙に支払うものとします。
- (5) 保険証券記載の控除額は、それぞれの対象工事ごとに適用されるものとします。

第11条（特約）

- (1) この特約による保険契約には、保険証券記載の特約が付帯されるものとします。
- (2) (1) に掲げる特約と異なる特約については、それぞれの対象工事ごとに、甲が着工前に書面をもって乙に通知し、かつ、乙がこれを認めた場合にかぎり、これを付帯できるものとします。

第12条（帳簿の閲覧）

乙は、必要があると認めた場合は、甲の帳簿その他関係書類を閲覧することができます。

第13条（有効期間）

- (1) この特約の有効期間は 年 月 日より 年 月 日までの1年間とします。
- (2) (1) の有効期間満了の1か月前までに、甲または乙からの書面による何らかの意思表示のない場合は、この特約の有効期間は1年ずつ自動的に延長されたものとします。

第 14 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および第 11 条（特約）の規定を準用します。

上記特約締結の証として本書通を作成し、各自記名捺印のうえ各 1 通を所持するものとします。

年 月 日

甲

印

乙

印

(10) 保険料精算省略特約（建設工事保険・総括特約用）

第 1 条（特約の適用条件）

当社は、建設工事保険総括契約に関する特約（以下「総括特約」といいます。）を付した保険契約にかぎり、この特約を適用します。

第 2 条（保険責任期間）

- (1) この特約による当社の保険責任は、それぞれの対象工事ごとに、その対象工事の工事期間（以下「工事期間」といいます。）の初日に始まります。ただし、工事期間が始まった後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。
- (2) この特約による当社の保険責任は、それぞれの対象工事ごとに、その工事期間の末日の午後 4 時またはその工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了したとき）のいずれか早い時に終わります。
- (3) それぞれの対象工事に対する当社の保険責任は、有効期間の終了した後も（2）の終期まで継続するものとします。

第 3 条（保険金額）

保険金額は、それぞれの対象工事ごとに、建設工事保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 4 条（保険金額）に規定する請負金額によって定めます。

第 4 条（総保険金額）

この特約を付した保険契約の有効期間内の総保険金額は、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1 年間）において、保険契約者が請負ったすべての対象工事の請負金額によって定めます。

第 5 条（保険料）

保険契約者は、前条に規定する総保険金額および所定の保険料率に基づき算出された保険料を当社に支払うものとします。

第 6 条（保険料精算の省略）

当社は、総括特約第 8 条（確定保険料および保険料の精算）(1) および (3) に規定する保険料の精算を行わないものとします。

第 7 条（保険料の返還および請求）

当社は、普通保険約款第 8 条（告知義務）(3) ③または第 9 条（通知義務）(1) の承認をする場合、この保険契約が無効、失効または取消しの場合、ならびにこの保険契約が解除された場合に

は、普通保険約款第 19 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）から第 21 条（保険料の返還－取消しの場合）および第 23 条（保険料の返還－解除の場合）の規定に従い、保険料を返還または請求します。

第 8 条（保険金の支払額）

- （1）当社は、それぞれの対象工事につき、保険金額を超えては、損害保険金を支払いません。
- （2）保険証券記載の控除額は、それぞれの対象工事ごとに適用されるものとします。
- （3）保険契約者が申告した総保険金額が実際の総保険金額に不足していた場合は、その不足する割合により削減して保険金を支払います。

第 9 条（総括特約の適用除外）

この特約については、総括特約第 2 条（保険責任期間）から第 7 条（通知の遅滞・脱漏）、第 8 条（確定保険料および保険料の精算）（2）および（4）ならびに第 9 条（保険金の支払額）の規定は適用しません。

第 10 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および総括特約ならびにこの保険契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

（11）保険料分割払特約

第 1 条（保険料分割払の承認）

当社は、この特約に従い、保険契約者がこの保険契約の年額保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。）を保険証券記載の回数および金額に分割（分割した額を以下「分割保険料」といいます。）して払込むことを承認します。

第 2 条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第 1 回分割保険料を払込み、第 2 回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払込まなければなりません。

第 3 条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後でも、当社は前条の第 1 回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。

第 4 条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第 2 回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故については、保険金を支払いません。

第 5 条（追加保険料の払込み）

- （1）当社が第 8 条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払込まなければなりません。
- （2）（1）の追加保険料が、建設工事保険普通保険約款（以下、「普通約款」といいます。）第 19 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）または（2）の規定に基づく追加保険料の場合で、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠ったとき（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、

当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3)(2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4)(3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した普通約款第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (5)普通約款第19条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者が追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

第6条（保険金支払の場合の保険料払込み）

保険料の全額の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この保険契約に適用される普通約款の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に未払込分割保険料の全額を一時に払込まなければなりません。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1)当社は、次の場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末日を経過した後も、その払込期日に払込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（払込期日までにその払い込まれるべき保険料の払込みがなかった払込期日の翌月の払込期日をいいます。以下同様とします。）において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2)(1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向ってのみ生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3)(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、既に払い込まれた保険料から、既経過期間に対して計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、保険料を返還または請求します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

(12) 縮小てん補特約

第1条（保険金の支払額）

- (1)当社は、この特約に従い、建設工事普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定によって算定した損害保険金の額に保険証券記載の約定てん補割合（ %）を乗じた額を損害保険金として支払います。
- (2)当社は、(1)によって算出した損害保険金の額の20%に相当する額を普通保険約款第1条

(保険金を支払う場合)(2)の臨時費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。

(1)の損害保険金 × 支払割合(20%) = 臨時費用保険金の額

(3)当社は、(1)によって算出した損害保険金の額の6%に相当する額の範囲内で、残存物取片づけ費用の額を普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)(3)の残存物取片づけ費用保険金として支払います。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

土木工事保険用特約

(13) 保険の対象の範囲に関する特約

本保険契約において、土木工事保険普通保険約款第3条（保険の対象の範囲）(1) ①という仮工事とは次に掲げる工事をいいます。

- ① 支保工
- ② 型枠工
- ③ 支持枠工
- ④ 足場工
- ⑤ 仮橋
- ⑥ 仮棧橋
- ⑦ 土留工
- ⑧ 締切工
- ⑨ 路面覆工
- ⑩ 防護工
- ⑪ 工事用道路
- ⑫ 工事用軌道
- ⑬ 仮護岸
- ⑭ 仮排水路
- ⑮ 土取場・土捨場

(14) 土木工事保険追加特約

第1条（被保険者の範囲）

この保険契約における被保険者とは、保険の対象にかかわる次の①から⑥までの工事関係者をいいます。

- ① 保険証券記載の施工者
- ② ①のすべての下請負人
- ③ 保険証券記載の工事の発注者
- ④ 保険証券記載の工事が下請工事である場合、その工事の元請負人（その元請負人が行う工事が下請工事である場合は、その工事の元請負人も含みます。以下同様とします。）
- ⑤ 保険の対象にリース物件が含まれる場合はそのリース業者
- ⑥ 保険証券記載の被保険者（ただし、①から⑤までのものを除きます。）

第2条（保険金の請求手続）

当社が前条の被保険者の損害に対して保険金を支払うべき場合には、保険契約者は、可能な限りその被保険者の保険金支払の請求をとりまとめて行うものとします。

第3条（求償権の不行使）

当社が保険金を支払うべき場合において、その損害について被保険者が第1条（被保険者の範囲）①から③までに該当する他の被保険者に対する求償権を有するときは、当社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合－その1－特定台風危険）

当社は、土木工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わ

ない場合)に規定する損害および費用のほか、この保険契約の申込日以前(申込日を含みます。)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故(その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます。)により保険の対象に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(保険金を支払わない場合-その2-地盤注入費用)

当会社は、普通約款第26条(損害の額の算定)(2)の規定にかかわらず、地盤注入費用に対しては、保険金を支払いません。

第6条(保険金を支払わない場合-その3)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、次に掲げる損害または費用に対して、保険金を支払いません。

- ① 矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物(以下「矢板等」といいます。)の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらのものの流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により矢板等に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合を除きます。
- ② 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用
- ③ コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外来の作用により生じたひび割れを除きます。
- ④ 矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破壊または引抜き不能の損害
- ⑤ シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
- ⑥ シールド機械または推進管の堆進不能の損害
- ⑦ 推進中の推進管の刃口について生じた損害
- ⑧ ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
- ⑨ ケーソンのひずみの矯正に要する費用
- ⑩ ケーソンの沈設不能の損害
- ⑪ 沈設中のケーソンの刃口について生じた損害
- ⑫ 支保工建込み後に土圧によって支保工、掛矢板その他これらに類する物に生じた損害。ただし、不測かつ突発的な事故により生じた損害を除きます。
- ⑬ 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食の損害
- ⑭ 芝、樹木その他の植物について生じた損害
- ⑮ 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における本工事(完成後引渡しを要する工事の対象物をいいます。)について生じた土砂崩壊を除きます。
- ⑯ 舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害
- ⑰ 海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合を除きます。
- ⑱ 調整池、沈砂池、排水溝、暗渠、埋設管その他これらに類する物(以下「調整池・排水溝等」といいます。)に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、調整池・排水溝等に損壊が生じた場合を除きます。
- ⑲ 仮置きした土砂の流入による排土費用または清掃費用
- ⑳ 保険証券記載の工事現場に設置された排水設備(排水ポンプ、モーター、排水ポンプからの配管等の排水設備をいう。)の故障によって生じた損害

第7条（保険金を支払わない場合－その4-テロ危険）

（1）当社は、普通約款およびすべての付帯特約の規定にかかわらず、直接であると間接であるとかかわらず、次のいずれかに該当する事由によってもしくはその事由の結果として生じた損失、損害または費用に対しては保険金を支払いません。

- ① テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。）
- ② 生化学物質による汚損・損傷・破壊
- ③ 情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害

（2）（1）の規定にかかわらず、普通約款第6条（保険金額）に規定する保険金額が10億円未満の場合は、（1）の規定は適用しません。

第8条（設計の欠陥の波及損害補償）

当社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）（1）⑤の規定にかかわらず、保険の対象の設計の欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害に対して保険金を支払います。ただし、設計の欠陥そのものの損害に対しては保険金を支払いません。

第9条（支払限度額）

当社は、普通約款第27条（保険金の支払額）（1）の規定にかかわらず、損害の額から1回の事故ごとに保険証券記載の控除額を差し引いた残額につき、保険証券記載の支払限度額を限度として、保険金を支払います。ただし、当社の保険期間中を通じて支払う保険金の額の総計は、保険証券記載の総支払限度額を超えないものとします。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

（15）工事用仮設備・機械器具補償特約

第1条（保険の対象）

この特約にいう保険の対象とは、保険証券記載の工事現場にある工事用仮設備・機械器具をいいます。ただし、次に掲げる物を除きます。

- ① 消耗品（ベルト・ワイヤロープ・チェーン・鋳型・金型・ゴムタイヤ等）
- ② 工具類
- ③ 運転用資材（潤滑油、燃料等）
- ④ ガラス部品

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、土木工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、電気的事故または機械的事故によって保険の対象について生じた損害に対しては保険金を支払いません。

第3条（保険金額）

普通約款第6条（保険金額）に定める保険金額は、この特約に適用しません。

第4条（損害額の算定）

当社がてん補すべき損害の額は、保険価額（損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。なお、「保険の対象の価額」とは、再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は再調達価額の90%を限度とします。ただし、十分な維持

管理等が行われている場合は、再調達価額の50%を限度とします。また、「再調達価額」とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）によって定めます。

第5条（損害保険金）

- (1) 当社は、前条の規定により算出された損害額から、1回の事故につき、1個の保険金額が付されている保険の対象ごとに保険証券記載の控除額を差し引いた残額につき、保険金を支払います。
- (2) (1)の場合において、保険金額が保険価額より少ないときは、当社は、保険金額の保険価額に対する割合によって保険金を支払います。

第6条（残存保険金額）

- (1) 当社が保険金を支払った場合には、保険金額から支払った保険金の額を差し引いた残額を損害が生じた時以降の保険期間に対する保険金額とします。
- (2) (1)の残額が保険金額の5分の1未満となった場合は、この特約にかかわる保険契約は終了します。
- (3) 保険の対象が2口以上ある場合には、その各口について各別に(1)および(2)の規定を適用します。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通約款の規定を準用します。

(16) 設計の欠陥の波及損害補償特約

当社は、土木工事保険普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）(1)⑤の規定にかかわらず、保険の対象の設計の欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害に対して保険金を支払います。ただし、設計の欠陥そのものの損害に対しては保険金を支払いません。

(17) 支払限度額に関する特約A

当社は、土木工事保険普通保険約款第27条（保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、損害の額から1回の事故ごとに保険証券記載の控除額を差し引いた残額につき、保険証券記載の支払限度額を限度として、保険金を支払います。

(18) 支払限度額に関する特約B

当社は、土木工事保険普通保険約款第27条（保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、損害の額から1回の事故ごとに保険証券記載の控除額を差し引いた残額につき、保険証券記載の支払限度額を限度として、保険金を支払います。ただし、当社の保険期間中を通じて支払う保険金の額の総計は、保険証券記載の総支払限度額を超えないものとします。

(19) 保険金額の調整に関する特約

- (1) 工事が完成した時は、保険契約者は最終精算請負金額を当社に通知するものとします。
- (2) (1)の場合において、最終精算請負金額が保険証券記載の保険金額と異なる場合は、当社は、

超過保険料を返還し、不足保険料を請求します。

(20) 損害保険金に対する未経過保険料に関する特約

土木工事保険普通保険約款第 29 条（保険金額の復元）の規定にかかわらず、当社が保険金を支払った場合には、これと同時に、保険契約者は損害保険金に相当する額に対する保険料を、損害が生じた時以後の保険期間につき、日割計算によって支払うものとします。

(21) 保険料分割払特約

第 1 条（保険料分割払の承認）

当社は、この特約に従い、保険契約者がこの保険契約の年額保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。）の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割（分割した額を以下「分割保険料」といいます。）して払込むことを承認します。

第 2 条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第 1 回分割保険料を払込み、第 2 回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払込まなければなりません。

第 3 条（保険料領収前の損害）

保険証券記載の保険期間が始まった後でも、当社は前条の第 1 回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。

第 4 条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第 2 回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故については、保険金を支払いません。

第 5 条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第 8 条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1) の追加保険料が、土木工事保険普通保険約款第 9 条（以下、「普通約款」といいます。）（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1) または (2) の規定に基づく追加保険料の場合で、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠ったとき（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した普通約款第 1 条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (5) 普通約款第 9 条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者が追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の

変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第6条（保険金支払の場合の保険料払込み）

保険料の全額の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この保険契約に適用される普通約款の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に未払込分割保険料の全額を一時に払込まなければなりません。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当社は、次の場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末日を経過した後も、その払込期日に払込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（払込期日までにその払い込まれるべき保険料の払込みがなかった払込期日の翌月の払込期日をいいます。以下同様とします。）において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向ってのみ生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払込むべき払込期日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日

(3) (1) の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、既に払い込まれた保険料から、既経過期間に対して計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、保険料を返還または請求します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

(22) テロ危険等不担保特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびすべての付帯特約の規定にかかわらず、直接であると間接であるとかかわらず、次のいずれかに該当する事由によってもしくはその事由の結果として生じた損失、損害または費用に対しては保険金を支払いません。

- ① テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。）
- ② 生化学物質による汚損・損傷・破壊
- ③ 情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(23) 共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨の事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

IV 保険証券面の表示等について

1. 特約一覧

建設工事保険用特約

特約の番号	特約	掲載頁	保険証券（明細付証券は明細書）面の表示等
(1)	地震危険補償特約	31	特約欄に「地震危険補償特約」の記載がある場合
(2)	地震損害縮小支払特約	32	特約欄に「地震損害縮小支払特約」の記載がある場合
(3)	地震火災危険補償特約	32	特約欄に「地震火災危険補償特約」の記載がある場合
(4)	地震火災損害縮小支払特約	32	特約欄に「地震火災損害縮小支払特約」の記載がある場合
(5)	水災危険補償特約	33	特約欄に「水災危険補償特約」の記載がある場合
(6)	損害賠償責任補償特約	34	特約欄に「損害賠償責任補償特約」の記載がある場合
(7)	一部使用による火災危険補償特約	39	特約欄に「一部使用火災危険補償」の記載がある場合
(8)	特約火災保険契約との調整に関する特約	40	特約欄に「特約火災保険との調整特約」の記載がある場合
(9)	建設工事保険総括契約に関する特約	40	特約欄に「建設工事保険総括契約」の記載がある場合
(10)	保険料精算省略特約（建設工事保険・総括特約用）	43	特約欄に「精算省略特約（建工総括）」の記載がある場合
(11)	保険料分割払特約	44	特約欄に「保険料分割払特約」の記載がある場合
(12)	縮小てん補特約	45	特約欄に「縮小てん補特約」の記載がある場合

土木工事保険用特約

特約の番号	特約	掲載頁	保険証券（明細付証券は明細書）面の表示等
(13)	保険の対象の範囲に関する特約	47	「保険の対象の範囲に関する特約」欄に「○」の記載がある場合
(14)	土木工事保険追加特約	47	「土木工事保険追加特約」欄に「○」の記載がある場合
(15)	工事前仮設備・機械器具補償特約	49	「工事前仮設備・機械器具補償特約」欄に「○」の記載がある場合
(16)	設計の欠陥の波及損害補償特約	50	「設計の欠陥の波及損害補償特約」欄に「○」の記載がある場合
(17)	支払限度額に関する特約A	50	「支払限度額に関する特約A」欄に「○」の記載がある場合
(18)	支払限度額に関する特約B	50	「支払限度額に関する特約B」欄に「○」の記載がある場合
(19)	保険金額の調整に関する特約	50	「保険金額の調整に関する特約」欄に「○」の記載がある場合
(20)	損害保険金に対する未経過保険料に関する特約	51	「損害保険金に対する未経過保険料に関する特約」欄に「○」の記載がある場合
(21)	保険料分割払特約	51	「保険料分割払特約」欄に「○」の記載がある場合

建設工事保険・土木工事保険共通特約

特約の番号	特約	掲載頁	保険証券（明細付証券は明細書）面の表示等
(22)	テロ危険等不担保特約	53	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事保険の場合 特約欄に「テロ危険等不担保」の記載がある場合 ・土木工事保険の場合 セットする特約欄のテロ危険等不担保に「○」の記載がある場合
(23)	共同保険に関する特約	53	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事保険の場合 共保欄に「有」の記載がある場合 ・土木工事保険の場合 共保欄の有に「○」の記載がある場合

2. 共同保険引受保険会社名称一覧

保険会社名	証券表示
大同火災海上保険株式会社	大同火災
共栄火災海上保険株式会社	共栄火災
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	あいおいニ
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動
セコム損害保険株式会社	セコム
日新火災海上保険株式会社	日新火災
損害保険ジャパン株式会社	ジャパン
AIG損害保険株式会社	AIG損保
楽天損害保険株式会社	楽天損保
セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	J I 傷害
ソニー損害保険株式会社	ソニー
明治安田損害保険株式会社	明治安田

この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

【本店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
【ホームページアドレス】<https://www.daidokasai.co.jp/>

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

 **0120-091-161** (通話料無料)

FAX **098-863-5596**

※弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談  **0120-671-071** (お客さま相談センター)

※ご不満・ご意見・ご要望については、下記までご連絡ください。

ご不満・ご意見・ご要望  **0120-331-308** (お客さま相談センター)

受付時間:平日の午前9:00～午後5:00(土日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808 <通話料有料>

受付時間:午前9:15～午後5:00(土日・祝日、および12/30～1/4を除きます。)

※ 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)